

横手市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「横手市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、横手市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1.私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2.私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しません。又、法人については、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当しません。
- 3.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と横手市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4.私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

横手市インターネット公有財産売却ガイドライン

第 1 章 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当すると認められる方。又、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に認められる方
- (3) 横手市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、代理人が日本語を理解できる場合を除きます。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。
- (7) 18 歳未満の方。ただし、親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (8) 電子メールの受信・送信ができない方
- (9) 正当な理由がなく、横手市が指定する期限を順守できない方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり横手市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「一般競争入札等」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間横手市の実施する一般競争入札等に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や横手市において閲覧に供されている一般競争入札等の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、横手市が現地説明会等を実施する場合には、購入希望の財産を確認してください。（事前に担当までご連絡ください）
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 公有財産売却を代理人が行う場合は、横手市のホームページから「委任状」を印刷し、必要事項を記入、押印のうえ、横手市に送付してください。
- (8) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記簿謄本の内容と異なる場合は、落札者となっても権利の移転を行うことができません。

3. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および会員識別番号（ログイン ID）に登録されているメールアドレスを横手市に開示され、かつ横手市がこれらの情報を横手市文書取扱規程に基

づき、5年間保管すること。

- ・横手市から公有財産売却の参加者に対し、会員識別番号（ログイン ID）で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ．落札者に決定された公有財産売却の参加者の会員識別番号（ログイン ID）に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ．横手市は収集した個人情報をもとに地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含まれます）

4. 代理人による参加について

公有財産売却では、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には少なくとも入札参加申し込み、入札保証金の納付及び返還にかかる受領、入札に並びにこれらに附随する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、「第 1 章 1.公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による手続き

ア．代理人に公有財産売却の参加手続きをさせる場合、代理人の会員識別番号（ログイン ID）により代理人が公有財産売却の参加申し込みおよび入札を行ってください。

イ．代理人に公有財産売却の参加手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、「第 2 章 1 (2) 参加申し込み（本申し込み）」書類に委任状、代理人の住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び代理人の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を併せて横手市に提出することが必要です。委任状は、横手市のホームページから印刷することができます。

原則として、申込期限までに横手市が委任状の提出を確認できない場合は、入札することができません。公有財産売却の参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札することができません。

ウ．添付書類である住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）については、提出時において発行日より 3 か月以内のものとし、写しも可とします。

エ．代理人による公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きの詳細については、「第 2 章 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」、「第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご確認ください。

第 2 章 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた会員識別番号（ログイン ID）でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システム画面上で公有財産売却の参加申し込み等の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

ウ. 法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人名で会員識別番号（ログイン ID）を取得し、法人代表者が参加手続きを行ってください。

エ. 代理人に参加手続きをさせる場合（法人が法人代表者以外の人に手続きをさせる場合も含む）には、その人を代理人とする委任状の提出が必要となります。この場合は、代理人の会員識別番号（ログイン ID）により代理人が参加手続きを行ってください。

オ. 代理人は、売却システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。

(2) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より申し込みを行った後、横手市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入、押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を添付のうえ、横手市に送付してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。

- ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）は1通のみ提出してください。
- ・添付書類である住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）については、提出時において発行日より3か月以内のものとし、写しも可とします。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。
- ・本申し込みに提出いただいた書類は返却いたしません。

2. 共同入札について（不動産の場合のみ）

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについて

は、代表者の会員識別番号（ログイン ID）で行うこととなります。

- イ．共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を本申し込み期限までに横手市に提出することが必要です。
- ウ．申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- エ．印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）については、提出時において発行日より 3 か月以内のものとし、写しも可とします。
- オ．本申し込みに提出いただいた書類は返却いたしません。

3. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を横手市が定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、横手市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの 3 通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 3 開庁日前までに横手市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア．クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、横手市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、必要書類を添付のうえ、横手市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、横手市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、必要書類を添付のうえ、横手市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

次に横手市から仮参加申し込み者に対し、送付された入札参加に必要な書類を確認後、申込書に記入したメールアドレス（共同入札の場合は、代表者のメールアドレス）に送信する電子メールにて、入札保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行振込により入札保証金を納付する場合は、横手市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに横手市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了し会員識別番号（ログインID）でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

横手市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、横手市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（ログイン ID）を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者の会員識別番号（ログイン ID）と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 横手市から落札者への連絡

落札者には、横手市から入札終了後、あらかじめ会員識別番号（ログイン ID）で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・横手市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、横手市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、横手市に連絡する際や横手市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

本ガイドライン第 1 章 1 公有財産売却の参加条件各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合、または入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

横手市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には横手市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、押印し、又印紙税法に基づく収入印紙を貼り（物件によっては貼り付けが不要な場合があります）消印のうえ、次の書類などを添付して横手市が指定する契約締結期限まで直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

- ・本申込の際に写しで提出していた場合は、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の原本
- ・不動産の落札者が個人の場合は、市町村が発行する身分証明書
- ・不動産以外の場合は、横手市のホームページから印刷し、必要事項を記入した「保管依頼書」
- ・横手市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします（消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税の課税対象となる物件については、消費税相当額を含む）。

なお、契約締結後に適格請求書（インボイス）として「消費税額明細表」を発行します。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに横手市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに横手市が納付を確認できることが必要です。

ア. 横手市が用意する納付書による納付

イ. 横手市が指定する銀行口座への振込による納付

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 章 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログイン ID）でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

横手市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2.落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、横手市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

横手市は、落札者を決定したときは、落札者の会員識別番号（ログイン ID）と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 横手市から落札者への連絡

落札者には、横手市から入札終了後、あらかじめ会員識別番号（ログイン ID）で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・横手市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、横手市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、横手市に連絡する際や横手市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3.売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

横手市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には横手市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、押印し、又印紙税法に基づく収入印紙を貼り（物件によっては貼り付けが不要な場合があります）消印のうえ、次の書類などを添付して横手市が指定する契約締結期限まで直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

- ・本申込の際に写しで提出していた場合は、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の原本
- ・不動産の落札者が個人の場合は、市町村が発行する身分証明書
- ・不動産以外の場合は、横手市のホームページから印刷し、必要事項を記入した「保管依頼書」
- ・横手市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

イ．売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします（消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税の課税対象となる物件については、消費税相当額を含む）。

なお、契約締結後に適格請求書（インボイス）として「消費税額明細表」を発行します。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに横手市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに横手市が納付を確認できることが必要です。

ア．横手市が用意する納付書による納付

イ．横手市が指定する銀行口座

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還

する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 5 章 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

横手市は、売買代金の残金納付確認後、不動産のみ落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転を行い、その他の物件については落札者が権利の移転を行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア. 横手市ホームページから「所有権移転登記請求書」を印刷し、必要事項を記入のうえ送付し、売払い代金の残金を納付期限まで横手市に納付してください。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）及び共同入札者全員が必要事項を記入した「所有権移転登記請求書」を送付してください。また、横手市ホームページから印刷した「共同入札者持分内訳書」に財産の持分割合と必要事項を記入のうえ、併せて送付してください。

ウ. 所有権移転に際しては、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が別途必要となります。

（登録免許税相当分の収入印紙の額については、横手市で別途お知らせします）

エ. 所有権移転登記は横手市で行います。

オ. 所有権移転登記完了後、横手市より登記識別情報通知を送付いたします。

カ. 登記識別情報通知を受領されましたら、同封する「登記識別情報通知受領書」に必要事項を記入のうえ、横手市に送付してください

キ. 所有権移転の登記が完了するまで、売買代金納付後 1 か月程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで手続きしていただくことが必要です。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義には

できません。

- ウ．自動車に「横手市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を削除してください。
また、削除したことがわかる写真を横手市に送付してください。
- エ．登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを横手市に提出してください。

3. 権利移転に伴う費用について

- (1) 権利の移転等に伴う費用は落札者の負担となります。

4. 引き渡しについて

- (1) 引き渡しに係る費用は落札者の負担となります。
- (2) 引き渡しは、契約締結時の現況有姿で行います。
- (3) 売買代金納付後、引き渡しを受けるまで保管を依頼する場合は、横手市ホームページから「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入し横手市に提出してください。
- (4) 売買代金納付後、送付により引き渡しを希望する場合は、横手市ホームページから「送付依頼書」を印刷し、必要事項を記入し横手市に提出してください。また、送付依頼書とともに、落札者の本人確認のため、運転免許証などのご本人の顔写真付きの証明書を併せて送付してください。なお、極端に重い物件、大きい物件、壊れやすい物件等は送付による引き渡しができない場合があります。
- (5) 引き渡しに必要な「売買物件受領書」を横手市ホームページから印刷し、必要事項を記入のうえ横手市に提出してください。
- (6) 動産等の物件等の引き渡しを直接受け取る場合は、落札者の本人確認のため、次の書類等をお持ちください。引き渡しが代理人の場合は、委任状と次の書類をお持ちください。
 - ・ 公の機関が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート等）
 - ・ 横手市ホームページから印刷した「売買物件受領書」

5. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など横手市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産等やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (3) 落札後、キズその他隠れた瑕疵のあることを理由に契約締結の拒否、落札無効の主張、損害賠償の請求、売買代金の減額等はできません。
- (4) 原則として、物件に係る調査等は行っておりません。
- (5) 物件が土地又は建物の場合において、土壌調査又はアスベスト調査等は行っておりません。また、開発等（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法及びその他法令等により使用制限がある場合があるので、事前に関係機関に確認してください。
- (6) 物件が自動車の場合は、自動車NOx・PM法及びその他法令等により使用制限がある場合があ

りますので、事前に関係機関に確認してください。

(7) 一度引き渡された物件は、いかなる理由であっても返品、交換はできません。

第6章 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、横手市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、横手市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、横手市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、横手市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、横手市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、横手市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身の会員識別番号（ログイン ID）およびパスワードなどを紛失もしくは、会員識別番号（ログイン ID）およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず横手市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

横手市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、横手市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、横手市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、横手市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムを公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。

- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. 公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) 公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) 公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) 公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時により、ります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 本ガイドラインの改正

横手市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、横手市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後の本ガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、横手市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。

■公有財産売却における個人情報について

横手市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを利用して行う公有財産売却における個人情報の収集主体は横手市になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。